

愛玩動物看護師法附帯決議

◎愛玩動物看護師法

(令和元年六月二八日法律第五〇号)(衆)

一、提案理由(令和元年六月一三日・衆議院本会議)

○秋葉賢也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、近年の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、愛玩動物看護師が行う業務として、獣医師の指示のもとに行われる愛玩動物の診療の補助、愛玩動物の世話その他の看護及び愛玩動物の愛護・適正な飼養に係る助言その他の支援を規定すること、

第二に、愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならないこと、

第三に、愛玩動物看護師は、獣医師法第十七条の規定にかかわらず、診療の補助を行うことを業とできること、

第四に、愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと
などであります。

本案は、去る七日の環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、愛玩動物看護師の制度化に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(令和元年六月七日)

政府は、「愛玩動物看護師法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要な専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。

二 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三 愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四 動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努める

こと。

五 愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

六 動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

七 愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

右決議する。

二、参議院環境委員長報告（令和元年六月二一日）

○那谷屋正義君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院環境委員長の提出によるものでありまして、最近の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の国家資格を創設するとともに、愛玩動物看護師の業務を明確化するなど、その業務が適正に運用されるように規律を定めようとするものであります。

本委員会におきましては、国家資格化の意義、愛玩動物看護師の処遇改善の見通し及びその必要性、今後の獣医療体制の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和元年六月二〇日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要な専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。また、愛玩動物看護師資格取得後についても、現場での指導及び人材育成の充実に努めること。

二、国家試験の詳細及び実施までのスケジュールを広く国民に周知し、円滑な国家資格化への移行に努めること。また、現行の動物看護師等が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三、愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四、愛玩動物看護師の業務のうち、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助

に関する業務は、獣医療関係者、動物愛護団体、消費者団体等、幅広く国民の理解を得られるよう慎重に検討すること。

五、動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。特に、所管省庁である農林水産省と環境省は、それぞれの役割を明確にしつつ、十分な連携を図ること。

六、愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

七、動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

八、小動物分野、産業動物分野、行政分野の獣医療の現場において、獣医療を担う獣医師の偏在問題が指摘されている。偏在問題の原因を分析するとともに、産業動物分野、行政分野における獣医療人材の育成、確保に関する検討を行い、その解消を図るための必要な対策を講ずること。

九、愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

十、本法律の施行後五年を目途として、本法律の施行の状況のほか、愛玩動物看護師等の資質、処遇及び人材確保の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果について所要の措置を講ずること。

右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。